

# 平成29年度「青年ニューヨーク遊学支援事業」実施要綱

## 1 目的

青年の国際感覚を養うとともに、貴重な経験をもとに大きく成長し、地域づくりなどの多様な分野で将来のリーダーとなる人材の育成を目的とします。

## 2 事業の内容

### (1) 事業の概要

青年が、自ら立案した企画に基づいて、主に米国ニューヨーク市での遊学を支援するため、交付金を交付します。

### (2) 遊学先

遊学先はニューヨーク市とし、原則として活動の大半を同市内で行うものとしませんが、他の都市・地域で短期的に滞在、活動することを妨げません。

### (3) 交付金額等

一人の遊学に対して40万円を上限とします。交付金の対象となる経費は、渡航費、滞在費、旅行保険費用、その他現地での活動に必要と認められる経費とします。

ただし、パソコン、カメラ等、備品については認められません。

交付金は、遊学者が決定した後、支出予定額に関する計画書を提出いただいた上で、原則として出発前に概算で支払うものとします。

### (4) 企画内容

青年が自ら立案するもので、原則として自由としますが、観光、大学等への入学、語学研修等、事業の趣旨に合わない判断されるものを除きます。対象となる活動の例は、専門的な資格・技術の習得等ビジネスに役立つ活動、国際ボランティア体験、企業研修、芸術活動のスキルアップなどです。

### (5) 遊学時期及び期間

遊学時期及び期間は、平成29年7月から9月までのうち、概ね1か月程度とします。

### (6) 支援人数

2人以内

### (7) 留意事項

ア 青年自らが、渡航手続き（ビザの取得を含む）、滞在先の確保、現地活動に関する手配など、諸手続き一切を行うものとします。

イ 仕事上の出張や他団体が主催するツアーへの参加に伴った活動は対象としません。

ウ 国際情勢や渡航先、航空路の安全を勘案し、事業を中止する場合があります。それに伴い、青年が航空機等のキャンセルをすることによって発生するキャンセル料は、(公社)岐阜県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という）が、一人一回40万円を上限として負担します。

エ 遊学中は、メールによる数回の状況報告を求めます。

### 3 応募資格

次のア～エの各要件をすべて満たす方が応募できます。

ア 日本国籍を有し、昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方。  
(平成29年4月1日現在18歳以上30歳以下の方) ただし、高校生は応募できません。

イ 岐阜県内に居住又は岐阜県内に通学・通勤する方。ただし、岐阜県出身者であれば、その限りではありません。

ウ 青年・地域・国際交流活動に興味があり、遊学後も目的にかなう意欲的な活動をし、併せて岐阜県の青少年育成にも積極的に協力できる方。

エ 心身ともに健康な方。

### 4 応募方法

(1) 応募者は、下記の必要書類を、平成29年5月8日(月)(必着)までに、県民会議に提出してください。

ただし、郵送又は持参とし、FAX及びE-mailでの提出は不可とします。

提出書類	注意事項
①申込書(様式1)	○申込書裏面の注意事項にしたがって記入すること ○写真貼付(3か月以内に撮影された写真であること)
②計画書(様式2)	○遊学先での体験内容を具体的に記述すること
③自己PR書(様式3)	○帰国後の活動も含めて記述すること ○題名、氏名を明記(題名は自由に設定してよい) ○字数は600字程度(縦A4判・横書き) ○手書き、ワープロ、いずれでも可
④住民票の抄本	○3か月以内の原本であること
⑤学生証又は社員証等の写し	△学生又は社員等の方
⑥認定書(様式4)	△①申込書(様式1)の中で、健康状況に関する質問に「その他」と答えた方のみ

(2) 応募書類等の提出書類は、返却しません。

### 5 選考

(1) 選考方法

書類審査及び選考試験によります。

(2) 書類審査

提出いただいた書類を審査し、選考試験受験者を決定します。5月中旬を目途に選考試験受験者として決定された方には時間等試験の詳細を、選考試験受験者として決定されなかった方にはその旨お知らせします。

### (3) 選考試験

ア 期日 平成29年5月27日(土)

イ 会場 ふれあい福寿会館

岐阜市藪田南5-14-53 TEL 058-277-1111

ウ 内容 ① 游学に関するプレゼンテーション(10分程度)

応募時提出の「游学内容計画書(様式2)」、「自己PR書(様式3)」に基づき、「ニューヨークで何をしたいのか」、「帰国後その経験をどのように生かしていくのか」などを、具体的に説明していただきます。

なお、プレゼンテーションにパソコン使用を希望される場合は、パソコンをご持参ください。

ただし、プロジェクター、接続ケーブル(端子が特殊なパソコンの場合は持参してください)は当方で準備します。

② 選考委員による質問

プレゼンテーションの内容等について、応募者の考えをお聞きします。

### (4) 決定

選考試験等の結果に基づき被支援者を内定し、選考結果を郵便にて通知します。

その後、所定の手続きを行った方を被支援者として正式決定します。

### (5) 決定の取消し

被支援者として不適当と認められる方については、出発前、出発後を問わずその決定を取消すことがあります。

その場合、交付金を交付済みであれば、返還していただくことになります。

## 6 帰国後について

帰国後1か月以内に、レポート、日程表、収支報告書、写真等を提出していただきます。交付済の金額が実支出額を上回った場合は、その額を県民会議へ返還していただきます。提出していただいたレポート、日程表は、県民会議のホームページに掲載します。

また、県民会議等の主催する行事等において、報告発表を依頼する場合があります。

## 7 問い合わせ先

岐阜県環境生活部 私学振興・青少年課内 公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-268-0302(直通)

FAX 058-278-2612

E-mail g-ikusei@ip.mirai.ne.jp

ホームページ <http://www.ip.mirai.ne.jp/~g-ikusei/>

※ この募集要綱は、上記ホームページにも掲載しています。

この事業は、ハビックス株式会社様のご寄付により実施します